

令和7年（2025年）9月30日

市職員の通勤手当不正受給について

このたび、本市職員による通勤手当不正受給に関し、市民の皆様の信頼を大きく損なう事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

また、本件に関する報道により市民の皆様に不安や疑念を生じさせる結果になったことを踏まえ、現時点での実態調査の状況と、信頼回復に向けた再発防止策について報告します。

1 経 過

令和6年9月18日	「適正な通勤手当の申請について（通知）」を全庁へ施行
令和6年10月3日	「令和6年度（2024年度）通勤手当受給者の実態調査について（依頼）」を各所属長に施行 対象者 公共交通機関利用者 1,111名
令和6年10月下旬 ～11月下旬	回答内容に基づき総務部労務課・学校教育部教職員課・総務部職員課でヒアリングを実施
令和6年12月下旬	労務課・教職員課で通勤手当の返納及び適正な通勤手当の支給を実施
令和7年3月18日	「適正な諸手当（通勤手当・扶養手当・住居手当）の届出について（通知）」を全庁へ施行
令和7年4月1日	「通勤手当のてびき」改正
令和7年5月16日	「令和7年度（2025年度）諸手当の受給実態の調査について（依頼）」を各所属長に施行
令和7年8月上旬 ～現在	不正受給額の精査、懲戒処分等に係る検討

（1）実態調査の契機

通勤手当については、毎年、各所属長による実態と届出の整合性の確認を行ってききましたが、令和6年（2024年）9月の豊島区の通勤手当不正受給に関する報道を受け、改めて厳密に点検する観点から、同年10月より調査を開始。所属長による公共交通機関利用者1,111名を対象として、届出内容と通勤実態に相違がないか点検をしました。

【次ページあり】

<問い合わせ>	総務部労務課長 富澤	電話042-620-7451
	職員課長 石川	電話042-620-7203

(2) 適正な届出による返納と再支給の実施

所属長による点検で相違がみられた職員 166 人に対し、令和 6 年(2024 年) 10 月中旬～11 月下旬にかけ個別ヒアリングを実施し、実態に即した正しい通勤手当の届出を指導しました。その結果、同年 12 月に支給済の通勤手当を全額返納させた上で、改めて正しい届出に基づく適正な通勤手当を 12～1 月に支給しました。

(3) 対象者の確定に向けた調査の継続

返納した 97 名の中にも再確認が必要なケースや、その他にも疑義のあるケースが見受けられたため、公平性の確保を目的に調査を継続しました。

調査にあたっては個別ヒアリングの実施に加え、令和 7 年(2025 年) 3 月 18 日には全庁に対して正しい届出を促す通知を発出するとともに、同年 6 月～8 月にかけて所属長との面談のなかで改めて確認を行ってきました。

その結果、所属長との面談が終了した令和 7 年(2025 年) 8 月末時点で、新たな返納対象者が確認されなかったことから、対象者を 97 名に確定し調査を終了しました。

2 返納状況(令和 6 年(2024 年) 12 月時点)

(1) 返納対象者 97 名

(2) 返納額 16,710,658 円※

※正しく公共交通機関を利用していた区間を含めた支給済の通勤手当金額を、全額返納させた総額

3 今後の対応

(1) 不正受給額の確定

返納された金額のうち、不適正に受給していた通勤手当の金額を、交通手段や期間などの変更内容を踏まえ精査し、確定します。

(2) 懲戒処分等の実施・公表

不正受給が確認された職員に対して、厳正に懲戒処分を実施し公表します。

4 再発防止策

(1) 実態確認の徹底

年度初めに行う所属長と職員との面談時に、定期券や IC カードの履歴等の現物の確認を義務づけるなど、全庁統一的な確認を行う仕組みを構築します。

(2) ルールの厳格化

各手当の他、旅費についても、支給に関するルールをわかりやすく明確化するとともに、職員が適切に申請し支給を受ける仕組みを構築します。

なお、扶養手当・住居手当については、毎年度調査を実施しており、変更の届出や返納が行われるケースもあります。今回の事案を踏まえ、各手当と同様に厳格な対応をまいります。

(3) 市民の信頼に応え続けるための意識改革

全職員を対象とした公務員倫理研修を継続的に実施し、具体的な事例や処分内容を取り上げ、職員一人ひとりが自分自身の問題として捉え、市民の模範となる存在であるということを意識し、行動できるよう徹底していきます。